

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	地域福祉課	整理番号	31
許認可等の種類	葬祭費相当額の支給				
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法第19条第2項				
許認可等の概要	戦傷病者特別援護法の規定による療養の給付を受けている者が死亡した場合において、その死亡した者の遺族で葬祭を行う者がいない場合に、葬祭を行った者に対し、その者の請求により、規定の範囲内で葬祭に要した費用を支給する。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 戦傷病者特別援護法第19条第1項 戦傷病者特別援護法第10条の規定による療養の給付(第17条第1項の規定による療養費の支給を含む)を受けている者が当該療養の給付を受けている間に死亡した場合においては、その死亡した者の遺族で葬祭を行う者に対し、請求により葬祭費を支給する。</p> <p>戦傷病者特別援護法第19条第2項 前項の規定により葬祭費の支給を受けるべき者がいない場合においては、葬祭を行った者に対し、その者の請求により、同項に規定する範囲内において、葬祭に要した費用を支給する。</p> <p>遺族の範囲……戦傷病者特別援護法第19条第3項に規定</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日				
期間の制定根拠	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領、政府契約の支払遅延防止等に関する法律				